

# 農家のみなさまへ

使用済みの農ビ・農ポリ・農POの排出には原発事故の放射線対策が必要です。ていねいに洗浄をしてください。

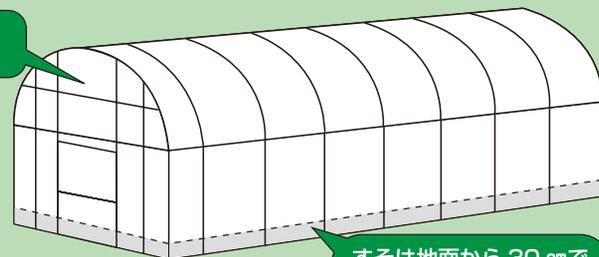
## 廃プラ回収の新しいルール

1. 受入時に放射線検査を実施します。 **受入基準 0.23マイクロシーベルト／時以下**  
洗浄をていねいに行い、土を充分除去してください。
2. 使用済み農ビの分別が変わります。
  - 廃ビニールA 平成23年3月に展張されていた使用済みビニール  
洗ってから梱包してください。特に土の部分は水洗いをします。
  - 廃ビニールB 廃ビニールA以外の使用済みビニール  
廃ビニールAほど厳しくは求めませんが、できる限り土を落としてから梱包します。
  - 廃ポリ 使用済みポリ・PO（ポリオレフィン）等  
これは従来どおりです。

## ビニールの調整方法

- ①できるだけハウスに張ったままの状態、高圧洗浄機などで全体を洗います。
- ②すそ部分は地面から30cmのところをカッターなどで切り離し、水を使って洗います。
- ③平成23年3月に展張していたビニールは特にていねいに洗ってください。
- ④梱包は土が付着しないよう、舗装された場所で行います。つづら折りにしてください。
- ⑤梱包が済んだら、廃プラ登録番号と「廃ビニールA(B)」または「A(B)」と油性ペンではっきりと記入します。
- ⑥分別をして排出します。

できるだけ  
洗浄する。



すそは地面から30cmで  
切り離し、水洗いをする。

## ポリ・PO（ポリオレフィン）等の調整方法

- ①水で洗う必要はありませんが、土などをできるかぎり除去してください。
- ②梱包は土が付着しないよう、舗装された場所で行います。つづら折りか、ぐるぐる巻きにし、分別して排出します。

## 異物混入厳禁!!

回収した廃プラへの異物の混入は、リサイクルの大きな障害になります。  
「再生処理原料」の意識をもち、異物混入をなくしましょう。



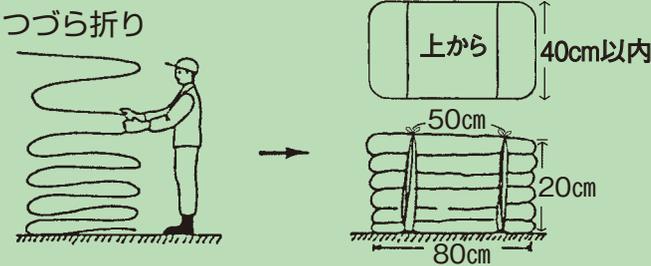
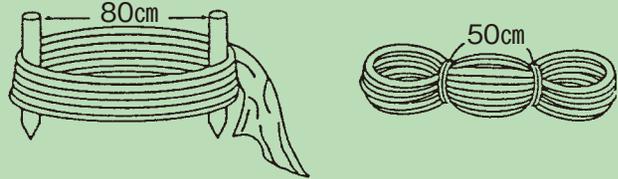
●詳しくは市町村又はJAへおたずね下さい●

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会

(処理施設) 千葉園芸プラスチック加工株式会社  
東金市小沼田字午開1655-3  
TEL 0475-54-3566

# 搬入対象品目規格

回収処理費は排出事業者（農業者）に負担してもらう必要があります

分類	廃ビニールA	廃ビニールB	廃ポリ
対象品目	平成23年3月に展張されていた塩化ビニールフィルム	廃ビニールA以外の塩化ビニールフィルム	ポリエチレン・サクビ・PO（ポリオレフィン）などのフィルム
洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ展張した状態で全体を洗う。水洗いを基本とする。</li> <li>すそ部分は切り離して水を使って洗う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるかぎり、土などの付着物を除去する。</li> <li>すそ部分は切り離して水を使って洗う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土などの付着物を充分払い落とす。</li> </ul>
規格 (重さ15kg程度まで)			
結束	排出するフィルムと同種類のものをひもにする。		左と同じか、マイカ線などを利用する。
その他	登録番号と、「廃ビニールA(B)」または(A)(B)を記載		登録番号等記載不要

その他、ポリエチレンフィルムについてはご相談ください。

## 搬入上の注意点

使用済み農業用プラスチックはリサイクルの原料です。  
原料としての意識を持ってお取扱いくださいますようお願いいたします。

- ① 上記品目規格に基づき、かならず洗浄をしてから結束をしてください。
- ② ビニールには、協議会登録番号を記載してください。
- ③ 品目規格を守り、それぞれ区分して結束してください。
- ④ 受入のできないもの：フッ素系フィルム、硬質フィルム、育苗箱、糸入り塩化ビニール、塩ビ管等
- ⑤ **ゴム片、石、金属、竹・木片、作物残渣等**は絶対に混入させないでください。
- ⑥ 運賃経費節減のため、極力土砂・水分は付着させないようにご配慮ください。
- ⑦ 使用済みのビニール・ポリは、劣化が進みますので保管しないで毎年処分してください。
- ⑧ 劣化の著しいものについては分別し別途ご相談ください。

## 使用済み農業用プラスチック リサイクルのための適正処理

- 1 農家から排出される使用済み園芸用プラスチック等については、「千葉園芸プラスチック加工株式会社」（県、市町村、全農千葉県本部及び関係団体出資による第三セクター）で再生処理等を行いますので、この施設で適正に処理しましょう。
- 2 廃プラの回収、運搬等については「市町村廃プラスチック対策協議会」（事務局：市町村又はJA）で回収日時、集積場所、荷造り方法等を指示し一斉回収を実施しています。
- 3 再生処理する廃プラは床材等の中間原料となりますので、農家の皆さんは、搬入規格に十分注意して搬入されるようお願いいたします。